

## 第 9 6 号議案

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例  
足立区精神障がい者自立支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 2  
6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号及び第 4 号中「厚生労働大臣が定める基準により  
算出した」を「主務大臣が定める基準により算定した」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区精  
神障がい者自立支援センター条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用  
する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置に伴い、規定を整備する必要があるので、この条  
例案を提出いたします。